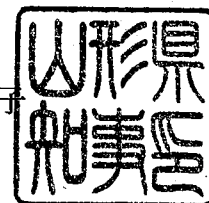


博文第 1334 号
令和 6 年 3 月 8 日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉村美栄 子



山形県指定有形文化財の指定について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第 36 条の 3（1）の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

種別	名称	員数	所有者	所有者の住所
彫刻の部	木造千手観音菩薩立像及び脇侍木造毘沙門天立像、脇侍木造不動明王立像	3 軀	正法寺	東村山郡中山町大字長崎 449 番地
歴史資料の部	旧西田川郡役所塔時計	1 式	常念寺	鶴岡市睦町 1 番 1 号
歴史資料の部	西村山郡役所文書	88 冊	山形県	山形市松波二丁目 8 番 1 号

最終改正:

改正内容:令和2年4月1日山形県告示第239号 [令和2年4月1日]

○山形県指定有形文化財指定基準

令和2年4月1日山形県告示第239号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第4条第1項に規定する県指定有形文化財の指定基準を次のように定める。

山形県指定有形文化財指定基準

1 絵画、彫刻の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- (2) 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状、技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派、地方様式等を代表する顕著なもの
- (5) 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

2 工芸品の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (2) 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (3) 形態、品質、技法、用途等が特異で意義の深いもの
- (4) 渡来品で我が国の工芸史上意義が深く、かつ、密接な関連を有するもの

3 書跡、典籍の部

- (1) 書跡類は、^{しんかん}宸翰、和漢名家筆跡、^{じょう}古筆、墨跡、法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、かつ、学術的価値の高いもの
- (5) 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

4 古文書の部

- (1) 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記及び記録類(絵画及び系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、かつ、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、かつ、学術的価値の高いもの

5 考古資料の部

- (1) 土器、石器、骨格牙器、玉その他縄文時代以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (2) ^{たく}銅鐸、^{ほこ}銅剣、銅錐その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (3) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (4) 宮殿跡、^が官衙跡及び寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (5) 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

6 歴史資料の部

- (1) 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- (2) 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、かつ、学術的価値の高いもの
- (3) 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- (4) 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

7 建造物の部

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(^{りょう}橋梁、石塔、鳥居等)の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型、^ず厨子、仏壇等で建築技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国の文化財登録の状況について

1 登録有形文化財（建造物）の新登録

（1）令和5年8月7日登録（官報告示）

○古勢起屋本館（尾花沢市） こせきや

国登録有形文化財（建造物）の件数

	現在登録件数	今回登録件数	合計
山形県	195	1	196
全 国	13,632	147	13,779

（2）令和6年3月6日登録（官報告示）

○小嶋総本店店舗兼主屋ほか11件（米沢市） こじまそうほんてんてんぼけんおもや

国登録有形文化財（建造物）の件数

	現在登録件数	今回登録件数	合計
山形県	196	12	208
全 国	13,745	290	14,035

2 登録無形民俗文化財の新登録（令和6年1月19日 文化審議会の答申）

（正式登録は官報告示後）

○庄内の笹巻製造技術

国登録無形民俗文化財の件数

	現在登録件数	今回登録件数	合計
山形県	0	1	1
全 国	4	2	6

※無形民俗文化財の登録制度は、令和3年6月14日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律で新設されたもので、今回の登録が本県では初の登録。

(別紙 1)

名称	所在地	建設年代	特徴など	種別	基準
古勢起屋本館	尾花沢市	大正3年/ 昭和7年増築、 令和4年改修	銀山温泉街にある木造三階建て温泉旅館。一階表通りに浴室を設ける当地旅館の典型で、玄関構えと二・三階の正面縁側が温泉街の風情を形成する。	産業3次	1

参考

○基準＝登録有形文化財登録基準

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現するものが容易でないもの

【写真】



外観

内部

(別紙2)

名称	所在地	建設年代	特徴など	種別	基準
小嶋 総本店舗兼 おもや 主屋		大正8年/ 昭和前期増築、 昭和48年改修	米沢旧城下の南東口に位置する造り酒屋。敷地北東隅に一 通りに面して主屋を建て、南に醸造及び商品出荷用の一 号蔵から五号蔵、作業場及び倉庫を三列に配し、主屋の 西には文庫蔵※ ₁ の土蔵と屋敷神の稲生社本殿を建てる。	産業2次	1
小嶋総本店一号蔵		明治前期/ 昭和30年代改修	大正8年米沢大火直後に建てた店舗兼主屋は間口長大な 近代和風建築。一号蔵は、合掌の中程を受ける束を桁行 貫で固め、小舞下地の屋根裏を現した独特の小屋組。白 漆喰塗の外壁腰に赤瓦の海鼠壁とした長大な土蔵。二号 蔵は一号蔵と共通の意匠が整った街路景観を創出、三号 蔵は西側は庇を含めて大屋根を一連で葺降した大規模 な土蔵。四号蔵は南北両妻に両開き戸口を設けた長大な 仕込蔵。五号蔵は敷地南側の景観をつくる仕込蔵。倉庫 は小屋組はキングポスト・トラス※ ₂ で柱と陸梁※ ₃ を方杖 ※ ₄ で挟む。敷地南東隅の景観をつくる。土蔵は造作丁寧 な文庫蔵で、敷地北の景観の要。作業場は南面に三号蔵 と四号蔵の戸口が開き蔵前をなす。北にはボイラー室や 瓶詰工場が接続する通路兼作業場。稲生社本殿は小規模 ながら質実なつくり。主屋と同時期の表門及び板扉、北 板扉が一体となって、米沢旧城下の歴史的な景観をつく る。	産業2次	1
小嶋総本店二号蔵		明治後期		産業2次	1
小嶋総本店三号蔵		江戸末期		産業2次	1
小嶋総本店四号蔵		明治中期		産業2次	1
小嶋総本店五号蔵	米沢市	大正11年		産業2次	1
小嶋総本店倉庫		大正後期		産業2次	1
小嶋総本店土蔵		明治前期/ 昭和49年移築		産業2次	1
小嶋総本店作業場		大正後期		産業2次	1
小嶋 総本店 三日月 稲生社本殿		昭和4年/ 昭和49年移築		産業2次	2
小嶋 総本店 門 及び 板扉		大正8年頃		産業2次	1
小嶋総本店北板扉		大正8年頃		産業2次	1

【特記事項 (※) については次ページ参照】

【特記事項】

- ※1 文庫蔵：重要な文書や金品などをしまっておくために火事などに耐えられるよう堅固に作られた蔵
- ※2 キングポスト・トラス：トラス構造の形状の一つで、山形のトラスで束材が入ったもの
- ※3 陸梁：小屋組に用いられる水平な梁
- ※4 方杖：垂直材と水平材の交わる箇所に、斜めに取り付ける補強材

【参考】

○種別

産業1次	農業、漁業、林業、農業用水、煙草栽培
産業2次	鉱業、工業、繊維、酒・味噌・醤油醸造、工業組合
産業3次	商業、店舗、銀行、薬局、旅館、レストラン、商業組合、運輸
交通	駅、鉄道、道路、港湾
官公庁舎	県庁舎、市役所、町村役場、裁判所、警察署、郵便局、電話局
学校	小中学校、高校、大学、幼稚園
生活関連	上下水道、ガス、電気、発電所
文化福祉	図書館、博物館、公会堂、劇場、迎賓施設、病院、浴場、保育所
住宅	農家、町家、住宅、別荘
宗教	寺院、神社、教会
治山治水	堰堤、砂防、水路工
その他	旧陸軍、旧海軍、船舶

○基準（登録有形文化財登録基準）

原則として建設後50年を経過したもののうち

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

【写真】



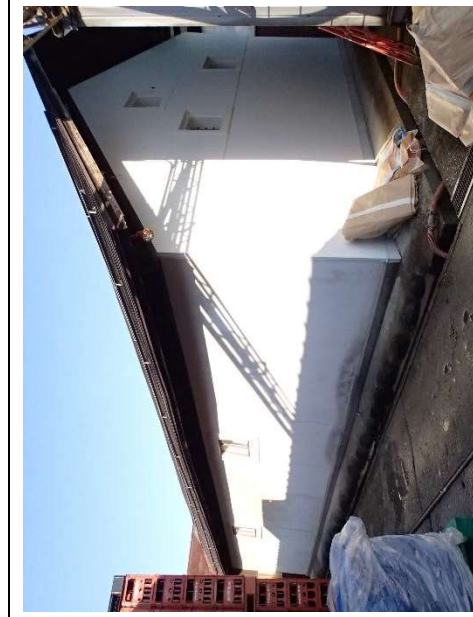
店舗兼主屋



一号蔵



二号蔵



三号蔵



四号蔵



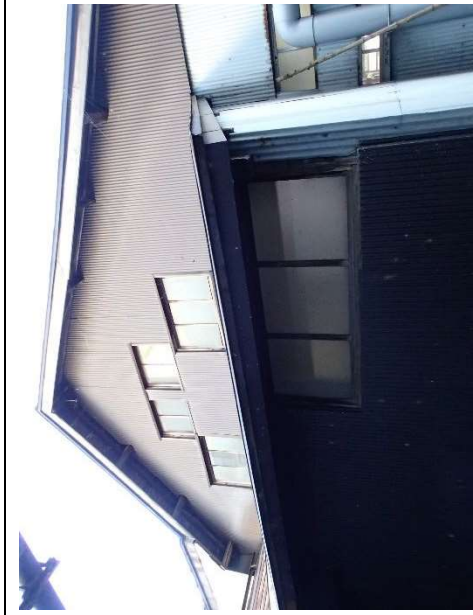
五号蔵



倉庫



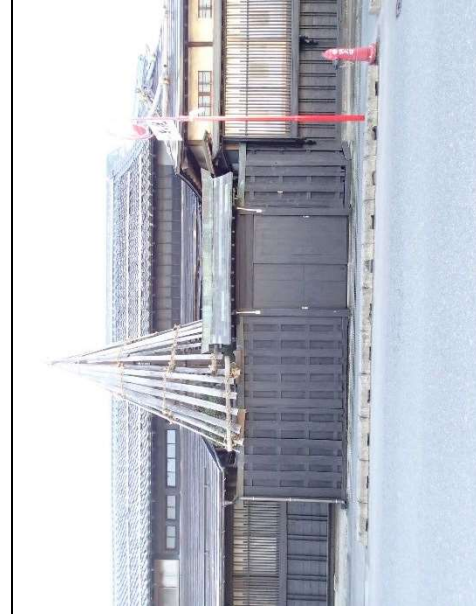
土蔵



作業場



三日月稲生社本殿



門及び板塀



北板塀

(別紙3)

- 文化財の名称 庄内の笹巻製造技術
- 文化財の所在地 山形県
- 保護団体 特定せず
- 公開日 5月～6月
- 文化財の概要

【登録の趣旨】

季節の節目である節供^{せつぐ}には、行事食を伴うことが多い。端午の節供^{ちまき}においては、粽をつくって振る舞う風習が各地に見られ、その製法については、臼で挽いた米粉を材料とし、蒸して製造されることが多い。これに対して、山形県の庄内地方に伝承される笹巻は、米を粒のまま煮る製法でつくられ、また、灰汁を用いた独特の製法もみられる。その形状も多様で、地域的な特色が豊かに認められる。本件は、特色のある行事食の製造技術であり、我が国における粽の製造技術やその地域差を考える上で注目される。

【文化財の説明】

本件は、山形県北西部の庄内地方に伝承されてきた、笹巻と呼ばれる行事食の製造技術である。笹巻は、粽の一種で、庄内地方においては、邪気を払い、男児の無事な成長を祝って各家で作られてきた。もち米を材料とし、粒のまま笹で包んで形を整え、イグサやスゲで固く縛り、数時間煮ることで完成となる。形状には、四面体型や三角型、たけのこ型などの種類があり、また、庄内南部の鶴岡などでは、灰汁を加えることで保存性を高めた、黄色の笹巻の製造技術も継承されている。出来上がった笹巻は、きな粉や黒蜜をかけて食べる。

○基準（登録無形民俗文化財登録基準）

保存及び活用の措置が特に必要な風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術のうち

- 1 基盤的な生活文化の特色を有するもの
- 2 発生若しくは成立又は変遷の過程を示すもの
- 3 地域的特色を示すもの（→本件はこの基準に該当）
- 4 時代の特徴をよく伝えているもの

【写真】



笹巻の製造作業



完成した笹巻